

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律による特定地域づくり事業の変更の届出について

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第 64 号）第 5 条第 5 項の規定により、特定地域づくり事業変更届出書が提出されたので、同法同条第 6 項の規定により、以下のとおり公示します。

事 項	変更前	変更後
名 称	三好市特定地域づくり事業協同組合	三好市複業協同組合
住 所	徳島県三好市池田町シンマチ 1500 番地 2	徳島県三好市池田町マチ 2178 番地 27 マナビビル 3F
代表者氏名	眞鍋 和三郎	井上 琢斗
事務所の名称	三好市特定地域づくり事業協同組合	三好市複業協同組合
事務所の所在地	徳島県三好市池田町マチ 2226 番地 3 の 1	徳島県三好市池田町マチ 2178 番地 27 マナビビル 3F

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律  
による特定地域づくり事業協同組合の認定について

「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第 64 号）」第 3 条第 1 項の特定地域づくり事業協同組合の認定を行いましたので、同条第 6 項の規定により、以下のとおり公示します。

認定年月日	令和 3 年 6 月 29 日
名 称	三好市特定地域づくり事業協同組合
住 所	徳島県三好市池田町シンマチ 1500 番地 2
代表者氏名	真鍋 和三郎
事務所の名称	三好市特定地域づくり事業協同組合
事務所の所在地	徳島県三好市池田町マチ 2226 番地 3 の 1
地 区	徳島県三好市
事 業	組合員のためにする地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく特定地域づくり事業としての労働者派遣事業
認定の有効期間の満了日	令和 13 年 6 月 28 日
職員を組合の地区外において事業を行う者の事業に従事させようとする場合における地域の範囲	なし
法第 7 条の規定により付した条件	なし